

グループホーム やのくち正吉苑

運営管理規程

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人正吉福祉会が設置するグループホームやのくち正吉苑（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等（以下「従業者」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活に支障が生じた要介護状態、または要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。加えて、その援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指す。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業

者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホームやのくち正吉苑
- (2) 所在地 東京都稲城市矢野口 1 8 0 4 - 3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者および業務の管理を行う。

- (2) 計画作成担当者 常 勤 2 名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画または介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「共同生活介護計画」という。）を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡及び調整を行う。

- (3) 介護職員 常 勤 3 名
非常勤 9 名

ただし、業務業況により増員することができるものとする。

介護職員は、共同生活介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

(4) 看護師 非常勤 2名

看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は各ユニット9人の合計18人とする。

(介護の内容)

第 6 条 共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) その他日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) いきがい活動
- (5) 相談、助言等
- (6) 買い物代行・付き添い

(介護計画の作成と記録等)

第 7 条 共同生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれ

ている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、個別の共同生活介護計画を作成する。

- 2 共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。
- 4 作成した共同生活介護計画は利用者又はその家族に交付する。
- 5 利用者に対し、共同生活介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 共同生活介護計画作成後においても、常に共同生活介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて共同生活介護計画の変更を行う。
- 7 事業所は、共同生活介護計画に基づいたサービス提供について記録を作成し、契約終了後5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じて事業所内にて閲覧できるものとする。

(利用料金等)

第 8 条

認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、認知症対応型共同生活介護にかか

る費用の利勝者負担額とする。(別紙料金表)

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 家賃

(3) 光熱水費

(4) その他費用(共益費等)

* (1) ~ (4) については別紙利用料金表参照。

(5) 前各号に掲げるもののほか、共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各号に掲げる利用料金の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、別途契約書で指定する期日、方法により受けるものとする。

4 前項の支払いを受けたときは、利用料とその他費用について記載した領収書を交付する。

5 共同生活介護の提供開始に際し、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。

6 費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。

- 7 法定代理受領サービスに該当しない共同生活介護に係る利用料金の支払いを受けた場合は、提供した共同生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第 9 条 共同生活介護の対象は要介護状態又は要支援状態であって、認知症の状態にあるもので、かつ、次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
 - (2) 認知症に伴う著しい精神症状、異常行動がないこと
 - (3) 自傷他害の恐れがないこと
 - (4) 常時医療機関において治療を必要とする必要がないこと
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入院治療等を要する者である等、入居申込者に対して共同生活介護の提供が困難と認められる場合には、介護保険事業所、医療機関等を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。
 - 4 入居後、利用者の状態が変化し、入居の条件を満たさなくなった場合には退居してもらう場合がある。
 - 5 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活

環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供及び保健、医療、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(身体的拘束等の禁止)

第10条 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の様態及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

3 前項の身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、その他従業員により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(秘密保持・個人情報の保護)

第11条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとし、

第三者に漏洩してはならない。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。
- 3 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報並びに秘密事項を保持させるために、その旨を定めた誓約書の提出を求める。
- 4 その他、個人情報並びに秘密事項の保持については個人情報管理規定に定める。

(苦情処理)

- 第12条 管理者は、共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、提供した共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業者は、提供した共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(損害賠償)

第13条 管理者は、利用者に対する共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第14条 事業所は、利用者が使用する備品等、又は飲用に供する水について衛生の管理に必要な措置を講じるとともに、常に衛生管理に留意するものとする。

2 事業所は、事業所における感染症等の発生、蔓延の防止の為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことが出来るものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、関係各所に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(事業継続計画の策定等)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時における対応策)

第16条 従業者は共同生活介護の提供中に利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族及び管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。又、必要に応じて救急要請等を行う。

2 従業者は、共同生活介護の提供中に天災、その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等の必要な措置を講ずるとともに、ご家族及び管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は非常災害に備えるため、防災訓練を次のとおり行うとともに、必要な設備を整えるものとする。

消火訓練 年3回 通報訓練 年3回

避難訓練 年2回 総合訓練 年2回

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次

の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
- (3) 虐待を防止する為の定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(運営推進会議)

第19条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業者は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項については運営推進会議規程に定める。

(その他運営についての重要事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

2 事業所は、共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程を定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人正吉福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第21条 この規程を改正、廃止する場合は、社会福祉法人正吉福祉会理事会の決議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成23年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成23年 10月 1日より施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。

この規程は、令和6年 3月 20日より施行する。